

郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月16日

郡山市長 椎根健雄

郡山市条例第43号

郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年郡山市条例第61号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第11条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(入所した者及び職員の健康診断)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第11条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(入所した者及び職員の健康診断)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。</p>
<p>(略)</p> <p>乳児又は幼児（以下「乳幼児」と入所した乳幼児に対する入所時の健康診査）に対する健康診査</p>	<p>(略)</p>
<p>3・4 (略)</p> <p>(母子生活支援施設の長の資格等)</p>	<p>3・4 (略)</p> <p>(母子生活支援施設の長の資格等)</p>

第26条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「基準省令」という。）第27条の2第1項各号列記以外の部分のこども家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(4) (略)

(5) 市長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は基準省令第27条の2第1項第4号のこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了した者

ア～ウ (略)

2 (略)

(母子支援員の資格)

第27条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。

(1)～(4) (略)

(5) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(6) (略)

(自立支援計画の策定)

第29条 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(関係機関との連携)

第26条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「基準省令」という。）第27条の2第1項各号列記以外の部分のこども家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) (略)

(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は基準省令第27条の2第1項第4号のこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了した者

ア～ウ (略)

2 (略)

(母子支援員の資格)

第27条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) (略)

(自立支援計画の策定)

第29条 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(関係機関との連携)

第32条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、女性相談支援センター等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

附 則

(経過措置)

- 2 第27条第6号に規定する高等学校は中等学校令（昭和18年勅令第36号）第1条の規定による中等学校を、第25条第3項に規定する大学は旧大学令（大正7年勅令第388号）第1条の規定による大学を含むものとする。

3～9 （略）

（郡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 郡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年郡山市条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（虐待等の禁止）</p> <p>第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>（利用乳幼児及び職員の健康診断）</p> <p>第18条 （略）</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左</p>	<p>（虐待等の禁止）</p> <p>第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>（利用乳幼児及び職員の健康診断）</p> <p>第18条 （略）</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</p>

欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断	
幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

3・4 (略)

3・4 (略)

(郡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 郡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年郡山市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前	
<u>(虐待等の禁止)</u>		
<u>第3条の2 職員は、園児に対し、法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他の園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u>		
(児童福祉施設条例の準用)		
第13条 児童福祉施設条例第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第8条、 <u>第10条、第12条、第14条</u> （第4項ただし書を除く。）、第18条、第19条、第33条第7号、第34条（後段を除く。）並びに第38条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	(児童福祉施設条例の準用) 第13条 児童福祉施設条例第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第8条、 <u>第10条から第12条まで、第14条</u> （第4項ただし書を除く。）、第18条、第19条、第33条第7号、第34条（後段を除く。）並びに第38条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
読み替える児童福祉施設条例の規定	読み替えられる字句	
(略)	読み替える字句	
第10条	(略)	
(略)		
読み替える児童福祉施設条例の規定	読み替えられる字句	
(略)	読み替える字句	
第10条	(略)	
第11条	入所中の児童 当該児童	園児 当該園児
(略)		

2 児童福祉施設条例第9条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条第1項中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、同条第2項中「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第14条第7項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と、「保育所の設備及び職員については、」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、」と読み替えるものとする。

(郡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 郡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年郡山市条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総</p>

合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）

(2)～(4) (略)

2 (略)

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(電磁的記録等)

第53条 (略)

2～5 (略)

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、第4項中「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よ

合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この号及び次号において「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）

(2)～(4) (略)

2 (略)

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(電磁的記録等)

第53条 (略)

2～5 (略)

6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、第4項中「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得

う」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

(郡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 郡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年郡山市条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10 第1項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10 各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

(郡山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第6条 郡山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年郡山市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(健康管理)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>乳児又は幼児に対する健康診査 通所する障害児に対する通所開始時の健康</p>	<p>(健康管理)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。</p> <p>(略)</p>

診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断	3 (略)
----------------------------	-------

(郡山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第7条 郡山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年郡山市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(虐待等の防止)</p> <p>第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10 第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の防止)</p> <p>第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10 各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第26条第1項、第27条及び同条例附則第2項の改正規定 令和8年3月1日
- (2) 第3条中郡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第13条第2項の改正規定 令和8年4月1日